

# 令和2年度（令和元年分） 給与支払報告書の提出について（お願い）

【ここで令和元年分とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に係る年分とします。】

給与支払者（事業主） 各位

令和元年12月

筑西市課税課

日頃から当市税務行政及び市・県民税特別徴収の推進について、ご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、毎年、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者（事業主）は、1月31日までに「**給与支払報告書**」を提出しなければならないことになっております。（地方税法第317条の6）つきましては、本市へ提出する必要がある給与受給者（納税義務者）の給与支払報告書について、同封の総括表と併せてご提出くださるようお願いいたします。また、年の途中で退職した方についても同様をお願いいたします。

なお、給与支払報告書の提出先は、給与受給者（納税義務者）が令和2年1月1日現在、お住まいの（住民登録のある）市区町村です。

- 提出期限 : 令和2年1月31日（金）まで  
事務処理の都合上、お早めにご提出をお願いします。
- 提出書類 :
  - ・ 給与支払報告書（総括表）
  - ・ 給与支払報告書（個人別明細書）  
※個人別明細書の用紙がお手元にない場合、お近くの税務署にお問い合わせください。
  - 〔 ・ 普通徴収切替理由書兼仕切書  
特別徴収（給与天引き）することができない方がいるとき 〕

## ○ 提出方法・提出先

窓口に直接持参していただくか、郵送等にて提出してください。

電子データの場合は、エルタックス（eLTAX）又は光ディスク等により提出してください。

【窓口】筑西市役所スピカ本庁舎2階 8-1番窓口 課税課市民税グループ

【郵送】〒308-8616 茨城県筑西市丙360番地 筑西市役所 税務部 課税課 市民税グループ 宛

## ○ 特別徴収義務者の指定について

茨城県では平成27年度から特別徴収義務者の一斉指定により、特別徴収の徹底に取り組んでいます。

令和元年度から、3名以上の受給者がいる給与支払者については、普通徴収切替理由書等の提出がない場合、原則特別徴収となっています。

## ○ 「給与支払報告書（総括表）」の記入例と主な留意点について

令和2年度(令和元年度)給与支払報告書(総括表)														
1月31日までに提出してください。														
※種別														
※指定番号														
※														
茨城県筑西市市長 令和 2 年 1 月 20 日提出														
1 給与の支払期間	平成 31 年 1 月分 から 12 月分 まで								10 提出区分	年間分				
2 給与支払者の個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	11 給与支払の方法及び期日	月給 毎月25日
3 郵便番号	〒 000-0000												12 事業種目その他必要事項	サービス業
4 (フリガナ)	イバラキケン チクセイシン ヘイ												13 提出先市区町村数	3
5 (フリガナ)	△△△ギョウセイシヨジジムシヨ チクセイ タロウ												14 受給者総人員	8
6 給与支払者の名称(氏名)	△△△行政書士事務所(筑西 太郎)												15 上記の内、筑西市への報告人員	8
7 代表者の職氏名印	代表 筑西 太郎												特別徴収	2
8 経理責任者氏名													普通徴収	3
9 連絡者の係及び氏名並びに電話番号	係 給与係 氏名 関城 一郎												合計	5
10 電話番号	0296-24-XXXX												16 筑西市への報告人員の内、前職分を含んで年末調整をした人はいますか	はい
11 電話番号	●●会計事務所												17 摘要欄に前職分の記載はありますか	あり
12 電話番号	0296-22-XXXX												18 特別徴収用納書	要

普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。

・ 会計事務所等を経由して提出する場合には、同封の総括表を会計事務所等に届けてください。

・ 同封の総括表に記載内容の誤りがある場合には、赤色で訂正し、提出してください。

・ 同封の総括表を使用せずに共通様式等の総括表で提出する場合でも、送付した総括表と一緒に提出してください。

・ 筑西市に該当者がいない場合には、総括表の提出は不要です。

- 「2 給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者が個人事業主の場合には個人番号を、法人等の場合には法人番号を記入してください。  
なお、個人番号を記入する場合には、左側を1文字空けて記入してください。
- 「5 給与支払者の名称(氏名)」欄には、個人事業主で屋号等がある場合には、氏名とあわせて記入してください。【例：屋号(氏名)】
- 「8 連絡者の係及び氏名並びに電話番号」欄には、この報告書の内容について問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご担当者の連絡先を記入してください。
- 「14 受給者総人員」欄には、令和2年1月1日現在、給与の支払を受けている受給者(納税義務者)の総人数(他市区町村の受給者を含む)を記入してください。
- 「15 上記の内、筑西市への報告人員」の「特別徴収」欄には、報告する人員のうち、特別徴収を行う受給者の人数を記入してください。また、「普通徴収」欄には、報告する人員のうち、「普通徴収切替理由書兼仕切書」の理由により、普通徴収とする人数を記入してください。普通徴収の人数の記載がない場合、及び普通徴収切替理由書の提出がない場合は、原則として特別徴収となります。
- 前職分を含んで年末調整をした方がいる場合には、「16 筑西市市への報告人員の内、前職分を含んで年末調整をした人はいますか」欄の「はい」を○印で囲んでください。
- ⑥で「はい」とした場合には、個人別明細書の「摘要」欄に前職分の給与等の金額、源泉徴収税額、社会保険料、給与支払者名、退職年月日を記入したことを確認した上で、「17 摘要欄に前職分の記載はありますか」欄の「あり」を○印で囲んでください。
- 「18 特別徴収用納書」欄には、次年度の特別徴収において、筑西市の特別徴収用納書を利用される場合には「要」、利用されない場合には「不要」を○印で囲んでください。

《裏面もあります》

## ○ 「普通徴収切替理由書」の記入例と主な留意点について

3名以上の受給者がいる給与支払者は、原則として特別徴収となりますが、給料日の間隔が1か月を超えるなどの理由により特別徴収できない受給者がいる場合には、給与支払報告書とともに「普通徴収切替理由書兼仕切書」を提出していただくことで普通徴収とすることができます。

令和2年度(令和元年度)普通徴収切替申請書 兼 仕切書		
		※ 種別
		※ 指定番号
		※
茨城県筑西市市長 様		
給与支払者の名称(氏名)	<b>△△△行政書士事務所 (筑西 太郎)</b>	
略号	切替理由(下記のA~F以外の理由は不可)	人数
① A	受給者総人員が2名以下 (下記B~Fに該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	④ 4人
B	他の事業所で特別徴収されている者 (乙欄適用者など)	人
③ C	個人住民税を特別徴収(給与天引き)しきれない者 (年間の給与支給額が条例で定める均等割非課税基準所得28万円以下の者など)	人
D	給与が毎月支給されていない者(不定期受給者)	2人
E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
F	退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までの退職予定者 及び休職や育児休業中の者	1人
普通徴収切替人数 合計 ※総括表の「普通徴収」欄の人数と一致します。		⑤ 3人

＜提出時の綴り方＞

下図のと通りの順番に重ねて提出してください。



- ① 普通徴収とする場合は、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に必ず略号（A~F）と切替理由を記入してください。
  - ② 電子申告（eLTAX/ エルタックス）により給与支払報告書を提出する場合でも、個人別明細書の摘要欄に必ず略号（A~F）と切替理由を入力し、「普通徴収」欄に必ずチェックを入れてください。  
なお、電子申告にて提出した場合には、「普通徴収切替理由書兼仕切書」を含め、紙での提出は不要です。
  - ③ 略号（A~F）の6項目以外の切替理由は、原則として認められません。
  - ④ 略号（A）は、受給者総人員（他市区町村の受給者を含む）から、略号（B~F）に該当する全ての従業員数（他市区町村分を含む）を差し引いた人数が2人以下の場合となります。
  - ⑤ 「普通徴収切替人数 合計」欄は、給与支払報告書（総括表）の「普通徴収」欄に記入した人数と一致します。
- ※ 切替理由が確認できるものであれば、任意様式による提出でも差し支えありません。  
※ この切替理由書で普通徴収と申し出ても、確認の結果、特別徴収となることもあります。

## ○ その他の留意点について

- ・給与支払報告書を提出した後、記入内容に訂正がある場合には、訂正した内容の給与支払報告書を作成し、余白に「訂正分」と記入し提出してください。
- ・給与支払報告書を特別徴収として提出した後、退職等により普通徴収に切り替える受給者がいる場合には、「給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。
- ・給与支払報告書を普通徴収として提出した後、特別徴収に変更する受給者がいる場合には、「特別徴収切替届出（依頼）書」を提出してください。
- ・総括表及び切替理由書については、筑西市ホームページからダウンロードすることができます。  
ホームページトップ>暮らし・手続き>各種申請書・届出書ダウンロード>住民税関係
- ・令和元年中に退職した方で、支払金額が30万円以下の場合でも、公平公正な課税の観点から提出をお願いいたします。

## ○ 電子申告（eTAX / エルタックス）の利用について

給与支払報告書の提出は、電子申告（eTAX）をご利用いただくと、受給者（納税義務者）の住所地市区町村ごとに振り分けて提出する手間が省けます。ぜひご利用ください。

【eTAX に関するお問い合わせ先】

地方税共同機構 (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) (☎0570-081459)

※なお、電子申告にて給与支払報告書を提出される場合は、総括表を含め紙での提出は不要です。

## ○ 電子申告（eTAX）での特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）について

給与支払報告書を電子申告（eTAX）にて提出される際に、受取方法として電子データを選択された場合に、税額通知書を電子データにて送付します。

- ・「電子データ（正本）」を選択された場合、当初決定通知及び変更通知の両方とも電子データでの送付となり、書面での送付はありません。
- ・「書面（正本）＋電子データ（副本）」を選択された場合、当初決定通知は書面及び電子データの両方の送付となり、変更通知は書面のみの送付となります。
- ・「書面（正本）」を選択された場合、当初決定通知及び変更通知の両方とも書面での送付となります。

## ○ 個人番号及び法人番号の記入について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行により、総括表及び給与支払報告書への個人番号・法人番号の記入が必要です。

## ○ 本人確認書類について（個人事業主が書面で提出する場合のみ）

個人事業主の場合、記載いただいた個人事業主のマイナンバーが本人のものであるか確認するため、本人確認書類が必要となります。

（1）個人事業主本人が提出する場合（郵送の場合は写しを添付してください）

- ①番号確認書類（個人番号カード（裏面）、個人番号通知カード、個人番号の記載された住民票など）
- ②身元確認書類（個人番号カード（表面）、運転免許証等の顔写真付きの書類など）

上記①と②が1点ずつ必要です。

（2）税理士等の代理人が提出する場合（郵送の場合は写しを添付してください）

- ①代理権の確認書類（税務代理権限証書、委任状など）
- ②代理人の身元確認書類（税理士証票、運転免許証など）
- ③個人事業主の番号確認書類（個人番号カード（裏面）など）

上記①と②と③が1点ずつ必要です。

## ○ お問い合わせ

筑西市 税務部 課税課 市民税グループ  
（市役所本庁舎 2 階 8-1 番窓口）  
電話：0296-24-2111（代表）